

第54号議案

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び水道技術管理者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者を置かなければならない水道の布設工事)

第2条 法第31条において準用する法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、県が行う水道用水供給事業に係るものとする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

する者

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(6) 規則の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4) 規則の定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。